

第4回未来戦略創出会議
令和4年9月1日
4－4－1

令和4年第3回豊島区議会定例会提出予定案件

- 1 令和3年度豊島区一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2 令和3年度豊島区国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- 3 令和3年度豊島区後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について
- 4 令和3年度豊島区介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について

5 国民健康保険料の滞納処分に係る審査請求について

(1) 内容＝①審査請求の年月日 令和4年4月19日

②審査請求の内容

豊島区長が令和4年4月8日付けで審査請求人に対して行った、国民健康保険料の滞納に伴う給料等債権差押処分を取り消すとの裁決を求める。

③裁決の内容 本件審査請求を却下する。

④裁決の理由

本件審査請求は、東京都国民健康保険審査会に申し立てるべきものであり、本件審査請求が不適法のため。

⑤裁決の年月日 令和4年6月14日

(2) 根拠＝地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第9項に基づき、同条第3項に規定する法律で定める歳入に関する滞納処分についての審査請求を豊島区長が却下したときは、議会に報告する義務があるため。

6 令和3年度決算における健全化判断比率の報告について

7 豊島区手数料条例の一部を改正する条例 ※中間議決

(1) 改正内容＝①既存住宅における長期優良住宅の認定等の申請に係る手数料を定める。

②項ずれを改める。

(2) 改正理由＝①長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

②建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、規定の整備を図るため。

(3) 施行期日＝①令和4年10月1日、②公布の日

- 8 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(人事委員会の意見聴取案件) ※中間議決
- (1) 改正内容＝①非常勤職員の子の出生の日から５７日間
以内の育児休業の取得要件を緩和する。
②子が１歳以降の非常勤職員の育児休業に
ついて柔軟な取得を可能にする。
③その他育児休業の取得について所要の改
正を行う。
- (2) 改正理由＝地方公務員の育児休業等に関する法律（平
成３年法律第１１０号）の一部改正に伴い、
所要の改正を行うため。
- (3) 施行期日＝令和４年１０月１日（準備行為は、公布の日）
- 9 豊島区保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- (1) 改正内容＝長崎健康相談所の位置を変更する。
- (2) 改正理由＝改築工事竣工に伴い、現在の仮施設から新
施設へ移転するため。
- (3) 施行期日＝令和５年１月３０日
- 10 豊島区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正
する条例
- (1) 改正内容＝子どもの医療費助成について、対象を高校
生等までに拡大する。
- (2) 改正理由＝中学３年生までの医療費助成と同様に、高
校生等においても医療費を無償化するため。
- (3) 施行期日＝令和５年４月１日

1 1 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例（仮称）（人事委員会の意見聴取
案件）

- （１） 改正内容＝①定年の段階的引上げ、役職定年制及び定
年前再任用短時間勤務制の導入並びに定
年引上げ期間中の経過措置として再任用
制度の存置等を定める（関係条例ア）。
② 6 1 歳以降の給料月額の 7 割措置等を定
める（関係条例イ・ウ）。
③給料月額が 7 割とされた場合に不利とな
らないための措置及び 6 0 歳に達した日
以降の普通退職の支給率を定年退職と同
等とする措置等を定める（関係条例エ）。
④給料月額の 7 割措置に伴う減給額の上限
を定める（関係条例キ）。
⑤その他定年の引上げに伴い、所要の改正
を行う（関係条例オ・カ・ク・ケ・コ・サ）。
- （２） 改正理由＝地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）
等の一部改正に伴い、定年の段階的引上げ、
役職定年制及び定年前再任用短時間勤務制
の導入等について、関係条例の一部の改正し、
所要の改正を行うため。
- （３） 施行期日＝①令和 5 年 4 月 1 日
②公布の日（関係条例ア及びエの一部並び
に関係条例イのうち職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例に係る部分）
- （４） 関係条例＝
ア 職員の定年等に関する条例
イ 職員の給与に関する条例 ※職員の給与に関する条
例の一部を改正する条例を含む。
ウ 幼稚園教育職員の給与に関する条例

- エ 職員の退職手当に関する条例
 - オ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
 - カ 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
 - キ 職員の懲戒に関する条例
 - ク 職員の育児休業等に関する条例 ※改正理由が異なるため、別途改正あり。
 - ケ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
 - コ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
 - サ 豊島区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (5) 附則で職員の再任用に関する条例を廃止する。
- ① 廃止理由＝定年の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止するため。
 - ② 施行期日＝令和5年4月1日

1 2 豊島区児童相談所設置条例（仮称）

- （１） 制定内容＝豊島区児童相談所の名称、位置及び所管区域を定める。
- （２） 制定理由＝児童相談所を設置するため。
- （３） 施行期日＝令和５年２月１日
- （４） 附則で次に掲げる条例の一部を改正する。

①豊島区組織条例

ア 改正内容＝子ども家庭部の分掌事務に、児童相談所に関することを加える。

イ 改正理由＝児童相談所の設置に伴い、所要の改正を行うため。

ウ 施行期日＝令和５年２月１日

②豊島区立保育所条例

ア 改正内容＝保育所の設置根拠を児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３５条第３項から同条第２項に改める。

イ 改正理由＝児童相談所の設置に伴い、児童福祉法における保育所設置主体が市町村から児童相談所設置市となり、児童福祉法の引用条項について、規定の整備を図るため。

ウ 施行期日＝令和５年２月１日

1 3 豊島区児童福祉審議会条例（仮称）

- （１） 制定内容＝豊島区児童福祉審議会の組織及び運営について必要な事項を定めるため。
- （２） 制定理由＝児童相談所の設置に伴い、児童福祉審議会に関する事務が東京都から移管されるため。
- （３） 施行期日＝令和５年２月１日
- （４） 附則で次に掲げる条例の一部を改正する。

① 豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例

ア 改正内容＝別表に豊島区児童福祉審議会委員の項を加える。

イ 改正理由＝委員の報酬を定めるため。

ウ 施行期日＝令和５年２月１日

② 豊島区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

ア 改正内容＝第４条の規定により意見を聴く相手を、「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」から「豊島区児童福祉審議会」に改める。

イ 改正理由＝当該審議会の設置に伴い、所要の改正を行うため。

ウ 施行期日＝令和５年２月１日

③ 豊島区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例

ア 改正内容＝第３条の規定により意見を聴く相手を、「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」から「豊島区児童福祉審議会」に改める。

イ 改正理由＝当該審議会の設置に伴い、所要の改正を行うため。

ウ 施行期日＝令和５年２月１日

1 4 豊島区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
(仮称)

- (1) 制定内容＝児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める。
- (2) 制定理由＝児童相談所の設置に伴い、児童福祉施設に関する事務が東京都から移管されるため。
- (3) 施行期日＝令和5年2月1日

1 5 豊島区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例 (仮称)

- (1) 制定内容＝幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める。
- (2) 制定理由＝児童相談所の設置に伴い、幼保連携型認定こども園に関する事務が東京都から移管されるため。
- (3) 施行期日＝令和5年2月1日

1 6 豊島区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例 (仮称)

- (1) 制定内容＝幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める。
- (2) 制定理由＝児童相談所の設置に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する事務が東京都から移管されるため。
- (3) 施行期日＝令和5年2月1日

1 7 豊島区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（仮称）

- （１） 制定内容＝指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準を定める。
- （２） 制定理由＝児童相談所の設置に伴い、指定障害児通所支援の事業等に関する事務が東京都から移管されるため。
- （３） 施行期日＝令和５年２月１日

1 8 豊島区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（仮称）

- （１） 制定内容＝指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準を定める。
- （２） 制定理由＝児童相談所の設置に伴い、指定障害児入所施設に関する事務が東京都から移管されるため。
- （３） 施行期日＝令和５年２月１日

1 9 豊島区小児慢性特定疾病審査会条例（仮称）

- （１） 制定内容＝豊島区小児慢性特定疾病審査会の組織及び運営について必要な事項を定める。
- （２） 制定理由＝児童相談所の設置に伴い、小児慢性特定疾病審査会に関する事務が東京都から移管されるため。
- （３） 施行期日＝令和５年２月１日
- （４） 附則で豊島区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する。
 - ① 改正内容＝別表に豊島区小児慢性特定疾病審査会委員の項を加える。
 - ② 改正理由＝委員の報酬を定めるため。
 - ③ 施行期日＝令和５年２月１日

20 児童自立支援施設に係る事務の委託に関する協議について

- (1) 協議内容＝児童相談所の設置に伴い、区が行うこととなる児童自立支援施設に係る事務を東京都に委託するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の15に規定する事項を規約に定める。
- (2) 協議理由＝当該規約は、豊島区及び東京都の協議により定める必要があるため。
- (3) 規約の施行期日＝令和5年2月1日
- (4) 議決理由＝地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、当該規約を定めるために必要とされる協議について、豊島区及び東京都の議会の議決が必要となるため。

2 1 区民ひろば朋有複合施設全面改修工事請負契約について

(1) 契約の目的＝区民ひろば朋有複合施設全面改修工事請負契約

(2) 契約の方法＝条件付一般競争入札

(3) 契約金額＝364,866,480円

(4) 工期＝契約確定日の翌日から令和5年12月15日まで

(5) 契約の相手方＝東京都豊島区南大塚二丁目18番25号
株式会社歌工務店
代表取締役 歌 芳明

2 2 高南小学校別棟（高南保育園仮園舎）新築工事請負契約について

(1) 契約の目的＝高南小学校別棟（高南保育園仮園舎）新築工事請負契約

(2) 契約の方法＝条件付一般競争入札

(3) 契約金額＝543,869,040円

(4) 工期＝契約確定日の翌日から令和5年10月31日まで

(5) 契約の相手方＝東京都豊島区南大塚二丁目2番14号
株式会社小松原工務店
代表取締役社長 小松原 芳彦

2 3 巣鴨地蔵通り景観道路工事（Ⅰ工区）請負契約について

（１） 契約の目的＝巣鴨地蔵通り景観道路工事（Ⅰ工区）請負契約

（２） 契約の方法＝条件付一般競争入札

（３） 契約金額＝４１７，２３０，０００円

（４） 工 期＝契約確定日の翌日から令和６年３月１５日まで

（５） 契約の相手方＝東京都豊島区南池袋一丁目２５番９号
今井ビル

一ノ谷建設株式会社

代表取締役 草野 博明

2 4 豊島区有通路の廃止について

（１） 廃止路線

① 路線名＝１６－３１

② 起終点＝豊島区長崎六丁目２９番１６先

豊島区長崎六丁目２９番１８先

（２） 廃止理由＝一般交通の用に供する必要がなくなったため。

2 5 令和４年度豊島区一般会計補正予算（第５号）※中間議決

2 6 令和４年度豊島区一般会計補正予算（第６号）

2 7 令和４年度豊島区後期高齢者医療事業会計補正予算（第１号）

2 8 令和４年度豊島区介護保険事業会計補正予算（第１号）